

平成28年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名		特定地域型保育事業				担当部	こども未来部				
	会計区分		一般会計		事業類型	一般事業		担当課	保育課			
	事業期間		平成27年度		～	平成31年度以降		担当係	保育係			
	総合計画 新基本計画	施策等	3 教育・子育て		13 子育て支援		3 保育サービス・幼児教育を充実します					
			重点事業		実施計画事業	○						
	予算区分		款	3	項	3	目	4	大	8 9	中	1 1
	根拠法令・個別計画		子ども・子育て支援法									
	目的	何・誰を対象に	小規模保育事業者及び3歳未満児で保育を必要とする利用者									
		どの様な状態にするのか	3歳未満児の保育の受入を増やすことで待機児童解消を目指す									
	内容(手段) 目的達成のためにどのような事業を実施したか		<p>◆27年度実施内容 平成27年度より子ども・子育て支援新制度が施行され、待機児童の多い3歳未満児の保育需要に対応するため地域型保育が新設された。それに伴い、当市では、27年4月に4箇所、27年11月に1箇所を認可し事業を開始している。</p> <p>◆27年度直接経費の内訳 小規模保育事業所選定委員会委員謝礼(31千円) 地域型保育事業運営委託料(23千円) 特定地域型保育給付負担金(107,149千円) 小規模保育改修費等支援事業補助金(27,053千円) ※下記、国・県支出金は、保育対策総合支援事業費補助金(国)18,268千円、子どものための教育・保育給付費(国・県)70,598千円、子ども・子育て支援交付金(国・県)15千円</p> <p>◆28年度直接経費の内訳 地域型保育事業運営委託料(2,216千円) 特定地域型保育給付費(302,111千円) 子育て支援員研修講師謝礼(300千円) 小規模保育事業所選定委員会委員謝礼(71千円) 小規模保育事業所選定委員会食糧費(2千円) 小規模保育改修費等支援事業補助金(49,500千円) ※下記、国・県支出金は、保育対策総合支援事業費補助金(国)33,000千円、子どものための教育・保育給付費(国・県)200,761千円、子ども・子育て支援交付金(国・県)1,476千円、その他財源は保育料18,072千円</p>									
受益者負担		有 保護者の所得状況により保育料単価は異なる 保育料は小規模保育事業者が徴収										

コスト			単位	H25決算額	H26決算額	H27決算額	H28予算額
	費用	直接経費		千円	-	-	134,257
正職員		従事者数	人	-	-	0.10	0.20
		人件費	千円	#VALUE!	#VALUE!	550	1,100
その他職員		従事者数	人	-	-	0.00	0.00
		人件費	千円	-	-	0	0
費用合計		千円	#VALUE!	#VALUE!	134,807	355,300	
対前年比		%	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	263.5	
財源	一般財源		千円	#VALUE!	#VALUE!	45,926	101,991
	国・県支出金		千円	-	-	88,881	235,237
	その他財源		千円	-	-	0	18,072

業	活動指標名	単位		H25	H26	H27	H28
	績	小規模保育事業所数	箇所	目標	-	-	4
実績				-	-	5	
業	成果指標名	単位		H25	H26	H27	H28
績	実受入児童数	人	目標	-	-	756	1,812
			実績	-	-	731	
			目標				
			実績				

事業の自己評価	平成27年度の実施結果	事業の達成状況	当初4箇所事業所を開始したが、年度途中でさらに1箇所事業所を増やし、待機児童解消に努め、27年度における事業としては達成した。				
		事業実施における課題	待機児童解消対策の一環として、小規模保育事業所を認可しているが、保育の質の向上、自園調理のため食の安全について注意を払っていく必要がある。				
		基本施策の展開方向の目的に対する影響(貢献等)	待機児童解消においては、早期の実行性がある。				
	平成28年度の改善内容	28年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	新たに3箇所の小規模事業所を公募により認可し、平成28年4月からは9箇所となった。しかし、平成28年4月1日現在で27人の待機児童があることから、更に3箇所程度公募し、平成28年10月の事業開始を目指す。				
平成29年度の事業の方向性	方向性の判定	拡大		対象の拡大や手段の充実等により、事業のボリュームを拡大すべきもの			
	判定理由	28年度での小規模保育事業所は計12箇所となる予定である。27年度から栄養士、28年度から元保育園園長による巡回指導をしており、29年度においても同様の指導監督により、保育の質の向上を図っていく。また保育の量の確保の点では、小規模保育事業のみならず事業所内保育事業の推進を図っていく予定である。					
	29年度以降の改善案	今後も保育の質の確保の観点から市の指導、監督を十分に行う必要があり、待機児童数等の動向を見据え、保育の量の確保に留意し事業の推進を図っていく。					

二次評価	方向性の判定	判定理由
	拡大	一次評価のとおり。 引き続き、待機児童の解消を図ること。